

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第171号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月27日（土） 07時20分ごろ	
発生場所	千葉県犬吠埼灯台から真方位151° 17.8海里付近 （概位 北緯35° 26.8′ 東経141° 02.7′）	
事故等調査の経過	平成21年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{たむら} 田村丸、4.9トン CB3-60534（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート つれた丸、1.8トン 231-20603千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷中央部き裂、擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、犬吠埼南南東方沖を約332°の針路、約14ノットの速力で帰航中、船長が操舵室で座って釣りの予備の仕掛け作りを行っていて、前方をよく見ていなかった。 B船は、船長1人が乗り組み、釣りをを行いながら漂泊中、船長が右舷前方から接近してくるA船を視認したが、その後、釣りに熱中し、衝突直前にA船を認めて手を挙げて大声で叫んだが、平成21年6月27日07時20分ごろ、A船の船首とB船の右舷中央部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3 海象：波高 1～1.5m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、犬吠埼南南東方沖において、北北西進中、船長が適切な見張りを行わなかったため、A船の進路上で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、A船をいったん視認したがその後、A船の動静監視を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、犬吠埼南南東方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが適切な見張りを行わずに航行し、また、B船がA船の動静監視を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	